

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予算特別委員会会議録（４）（令和４年３定）</b>			
日 時	令和４年 ９月２０日（火）	開 議	午後 １時００分
		閉 会	午後 ４時０４分
場 所	第 ２ 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	酒井委員長、中村（誠吾）副委員長、松田・高橋（龍）・高橋（克幸）・ 松岩・中村（吉宏）・小貫・濱本各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、病院局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 福祉保険・建設・教育各部長、保健所長 ほか関係理事者 （水道局長、港湾担当・こども未来・病院局小樽市立病院事務各部長、 消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長  署名員  署名員  <div style="text-align: right;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋龍委員、松岩委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。横尾委員が松田委員に、秋元委員が高橋克幸委員に、高木委員が中村吉宏委員に、佐々木委員が高橋龍委員に、高野委員が小貫委員に、山田委員が濱本委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、保健所及び新型コロナウイルスワクチン接種対策本部所管事務に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、立憲・市民連合、自民党、共産党の順といたします。

公明党。

---

○松田委員

ございません。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

---

○高橋（龍）委員

ございません。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

自民党に移します。

---

○松岩委員

ございません。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

---

○小貫委員

◎補正予算について

補正予算の関係で、高齢者施設等職員PCR検査事業費3,540万円が計上されていますけれども、まず対象となる施設数と実際に今実施している施設数、割合を入所施設、通所・訪問サービス別に説明してください。

○（保健所）健康増進課長

高齢者施設等職員PCR検査事業につきまして、対象となる施設数と実施している施設数、割合ということで御質問がありました。直近の8月の状況でお伝えしたいと思います。

高齢者入所施設につきましては、対象施設が78、実施している施設数が47、実施割合といたしましては60.3%となっております。

障害者入所施設につきましては、対象施設が20、実施している施設数が8、実施割合といたしましては40%とな

っております。

また、高齢者の通所・訪問サービス事業所についてですが、対象施設が204、実施している施設数が58、実施割合といたしましては28.4%となっております。

最後に、障害者の通所・訪問サービス事業所についてですが、対象施設が89、実施施設数が22、実施割合といたしましては24.7%となっております。

**○小貫委員**

今の施設数や実施施設数、割合なのですが、この間、伸びてきているのかどうか説明してください。

**○（保健所）健康増進課長**

本事業は令和3年度より実施しておりますが、本事業の開始当初から比べますと順次拡大している状況ではございますが、今年度につきましては伸び悩んでいる状況となっております。

**○小貫委員**

伸び悩んでいるということで、先ほど直近の8月では高齢者の入所施設では60%の一方で、通所のほうは両方とも20%台という状況だということなのですが、実施している施設の特徴と実施できていない、していない施設との特徴は何かあるのでしょうか。

**○（保健所）健康増進課長**

委員のおっしゃるとおり、入所系の施設では多くの施設で実施している傾向にありまして、通所系の施設では実施率が低いような状況になってございます。入所系のうち特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などでは実施率が高くなってございますが、グループホームやサービス付高齢者住宅などでは実施率が低い傾向になってございます。

また、通所・訪問サービスの事業所では、規模の小さい事業所が多いものですから、どうしても実施率が低い状況になってございます。

**○小貫委員**

必要な事業だと思うのですが、費用負担の関係で一つお伺いしたいのです。3,540万円と予算計上されておりますが、検査の実質的な費用の2分の1は後で国から来るという考え方でよろしいのですか。

**○（保健所）健康増進課長**

費用のうち2分の1につきましては、補助金の対象となっております。残りの半分につきましては、交付金算定の対象ということになってございます。

**○小貫委員**

実質的に費用負担として自治体としては、完全にないというわけではないと思いますが、ないということなので、やはり広げていくようさらに対応をお願いしたいと思います。答弁をお願いします。

**○（保健所）健康増進課長**

本事業につきましては、まだ定期検査を実施していない施設に対しましては、検査を受けていただけるように定期的に周知してまいりたいと考えてございます。

**○小貫委員**

次の質問に移りますが、感染症患者宿泊療養施設等移送事業費ですが、増額補正ということで月に何回移送する見込みとなっているのでしょうか。

**○（保健所）健康増進課長**

今回の補正予算につきましては、宿泊療養施設に入所希望されている方を月に25回程度移送する見込みで積算しております。本年10月から来年3月分まで見込んでございます。

**○小貫委員**

そして、今年に入ってからでいいので、月別に入所者と新規陽性者数に対する割合について示してください。

○（保健所）健康増進課長

各月の宿泊療養者の入所者数とその月の新規陽性者数に対する割合ということでお答えいたします。

令和4年1月につきましては、入所者数が35人、入所割合といたしましては6％です。2月につきましては、入所者数が28人、入所割合といたしましては1.8％、3月は、入所者数24人、入所割合1.9％、4月は、入所者数が16人、入所割合が1.3％、5月は、入所者数24人、入所割合1.8％、6月は、入所者数12人、入所割合が3.6％、7月は、入所者数が40人、入所割合が2.6％、最後に8月につきましては入所者数が61人、入所割合が1.4％となっております。

○小貫委員

8月は61人ということで人数としては増えているのですが割合としてはかなり低い状況になっています。危惧するのは、宿泊療養が必要な方が本当にしっかりと案内されているのかどうかということなのではございますけれども、宿泊療養について、どのように案内しているのか説明してください。

○（保健所）健康増進課長

宿泊療養につきましては、市のホームページで御案内してございます。案内の方法といたしましては、陽性となられた方に対しまして携帯電話によるショートメッセージの送信を基本としておりまして、自宅療養の方法を含めまして、市のホームページの「新型コロナウイルス感染症で陽性となった方へ」というところを確認していただくように御案内しております。

○小貫委員

そのホームページでもう少し具体的に、どのように案内しているのかも紹介してもらってもいいですか。

○（保健所）健康増進課長

新型コロナウイルス感染症に陽性になられた方は自宅療養を基本とするような形になってございますが、宿泊療養を希望される方につきましては、保健所に連絡をいただくような形になってございます。

○小貫委員

そういう表現で載っているということでよろしいんですね。その載り方を少し聞きたかったのですけれども。

○（保健所）健康増進課長

ホームページには、「宿泊施設で療養される方へ」ということで御案内をしております。重症者で入院医療の提供に支障を来すことを防ぐために軽症者のうち重症化リスクの低い方々については、北海道で宿泊療養施設における療養を実施しております。宿泊療養施設に入所されるに当たっての注意事項や持ち物については、ホームページに記載してございます。

○小貫委員

そうなるくと、疑問点が今、一つ出てきてしましまして。今の話だと、例えば、家族に医療従事者だとか重症化リスクがある方がいる場合に宿泊療養施設が利用可能とは少し聞き取れなかったのですけれども、そういう方も利用可能なのですよね。

○（保健所）健康増進課長

自宅療養が基本となっておりますが、同居の御家族に医療機関の従事者や高齢者施設の従事者がいる場合、感染を拡大させることを防ぐためにホテルを希望する方につきましては、その希望に応じましてホテルでの療養をしていただいているところでございます。

また、寮に入っている方なども宿泊療養に入っていただくような形で進めてございます。

○小貫委員

いずれにしても、少し新規陽性者の数に対して8月の宿泊療養者の数が少なかったというのがびっくりしたものですから、ホームページで案内ということだったのですけれども、やはり宿泊施設の療養がスムーズに選択で

きるように心がけてほしいなと思います。

**○委員長**

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって、保健所及び新型コロナウイルスワクチン接種対策本部所管事務に関する質疑を終結いたします。

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

**○委員長**

これより、総括質疑に入ります。

公明党。

---

**○松田委員**

**◎市長への手紙について**

最初に市長への手紙について伺います。

市長は自身の目指すべき三つの政治姿勢の1番目に対話の重視を挙げられ、市民の皆さんと対話を重ねるとともに市政の見える化を実現すると述べ、その一環として市長への手紙を実施し、掲載の同意を得たものは手紙の内容を要約し、ホームページで回答とともに掲載されています。

ただし、この市長への手紙は迫市長が就任される前から実施していますので、迫市長になってからの市長の手紙への掲載の可否は問わずに年度ごとの総数と年代、男女別など分かる範囲内でお示ししていただきたいと思います。

**○（総務）広報広聴課長**

迫市長になってからの市長への手紙の年度ごとの総件数につきましては、平成30年度は8月26日から集計いたしまして37通45件、令和元年度は160通226件、2年度は138通170件、3年度は176通227件、4年度は9月16日金曜日時点で138通188件となっております。

年代別ではこの4年間を通じまして60歳以上の方、特に60歳代、70歳代の方が多い傾向にあります。

男女別につきましては、令和2年度までは、無回答の方もいらっしゃいますけれども、若干男性が多いものの、ほぼ男女同数となっており、3年度からは、市長への手紙の様式に男女別の欄を設けないことといたしましたので集計しておりません。

**○松田委員**

市長への手紙の内容を意見や提言で分けると、どのようになるか、その点についてもお聞かせください。

**○（総務）広報広聴課長**

市長への手紙の集計方法といたしましては、提言、要望、苦情、照会、その他。その他についてはお礼ですとか、激励の内容などなのですが、その五つに分類して処理しております。

その中で、提言と提言以外のものを意見として集計したものを傾向としてみますと、提言が2割に対して要望が8割といったような内容となっております。

**○松田委員**

この市長への手紙は市民の皆さんからアイデアや提言をいただき、市政に反映するものとして最初に市長が目を通して必要に応じて担当課に指示を出す、トップダウン方式を採用しているということですが、担当部局別に分けるとどのような傾向になっているのかお聞かせいただきたいと思います。

**○（総務）広報広聴課長**

担当部局別に分けると、多いところから建設部、産業港湾部、生活環境部の順に多いという傾向があります。

○松田委員

掲載されている手紙を見ますと、回答が掲載されていないものや直接本人に回答と記載されているものがあります。その理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）広報広聴課長

市長への手紙につきましては、その様式の中に広報誌やホームページで紹介してもいいですかという欄がありまして、そこに対して可か不可というところで、市長への手紙を出す方に答えていただいております。可と答えていただいたものについては基本的に全てホームページに掲載しております。

ホームページへの掲載の際に、回答が掲載されていないものや直接本人に回答しましたと記載されているものがあります。その理由といたしましては、回答の内容で個人が特定されてしまうようなもの、また、お手紙の内容が個人的な事情に関するもので、担当者が対応して解決をしたもの、提言などで回答を希望していないもの、そういったものについては回答を掲載しないというような対応になっております。

○松田委員

それで、皆さんからの御意見や提言をいただいたものが市長への手紙だと思うのですが、御意見や提言をいただいたものの中で実現したことや、こういう改善ができたというようなものがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○（総務）広報広聴課長

市の大きな政策に反映できたものがあつたかという、現時点でお答えすることはできないのですが、建設的な御提言に関しては、それぞれの担当課で政策の際に検討させていただいております。

それから、道路の維持補修ですとか除雪に関することですか、例えば、道路脇や公園の草刈りとか身近なことに関する御意見は迅速に対応しているところです。

○松田委員

そういったことが反映されたということが、やはり直接この市長への手紙の効果ではないかと思うのです。それで、小樽市と同様に市長への手紙と題して市民の皆さんから御意見や提言をいただいている自治体は小樽市外にもあります。新型コロナウイルス感染症の関係もあり、今は直接、市民の声を聞くことは難しく、また文章にすると真意が伝わらないこともあり、やはり直接聞くということも大事だと思うのですが、以前は市長と語る会も行っていましたので、参考までに迫市長が行った語る会の回数とどのような内容が語られていたのか、その点について主な内容をお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）広報広聴課長

市長と語る会につきましては、回数を申し上げますと平成30年度は5回、令和元年度は3回、2年度は2回、3年度は2回で、4年度は現在で1回開催しております。

どのような内容が語られたかにつきましては、主な内容としましては福祉に関すること、教育に関すること、それから男女共同参画に関することや、まちづくりのことなどについて意見交換を行わせていただいております。

○松田委員

ともあれ、今、市長への手紙の今後の充実と丁寧な回答、また、市長と語る会は件数でいくと最初に5回あつたのが2回とか、これは新型コロナウイルス感染症の関係もあると思うのですが、やはり直接聞くということも大事ですので早く再開できることを願っております。

◎除排雪について

次に、除排雪について伺います。

私も時折、今、言った市長への手紙を読んでおりますけれども、そして、今後の自分の参考にはしているのですが、最近目にした市長への手紙で考えさせられることがありましたので、それに関連して質問させていただきます。

それは4月28日に寄せられた市長への手紙で、その方は今まで家の周りに雪を捨てるような場所や置き場所がなく、除雪業者に頼んで雪を片づけてもらっていたようなのですけれども、その除雪業者から今年は契約ができないという手紙が来たために、個人で何件か聞いてみたら断られ、不安で、どこか引き受けてくれる業者はないかという内容でした。その手紙の内容からすると、恐らく高齢で家族がいて、1人か2人で自前で除雪ができず、別の業者からも断られて途方に暮れている様子が目に浮かびました。

しかし、この市長への手紙に対する回答が市から特定の業者の紹介はできません。ホームページの貸出ダンプの積込み業者の一覧を参考にして相談をお願いしますという内容だったのです。紙面の都合もあるため、このとおりの文面で返信したかどうかは分かりませんが、市として、これ以外の返事はできなかったのか。個人的な感想を述べさせていただくと、随分冷たい回答だなと思いました。その方はとにかくいろいろ手を打ったけれども、何ともならなかったから市長への手紙を書いたのに、この回答を見たその方の心中を察するとあまりあります。

実は私の友人でも、やはり同様の悩みを抱えている人がいたので、他人事とは思えませんでした。少し前置きが長くなりましたけれども、市長への手紙の有無はともかく、市の除雪だけでは間に合わず、また、このように個人的に業者にも頼めず、同様の悩みを抱えている市民の方が多いのではないかと思います。市ではこういった相談はほかになかったのかどうか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）維持課長

令和4年度の除雪業者を紹介してほしいという御要望についてですけれども、ほかに1件ございました。こちらにつきましても、特定の業者については市から御紹介できない旨のお答えをさせていただいたところではございません。

○松田委員

今、市では人口減少問題やそして少子高齢化が最大の課題です。市では一定程度の条件はありますけれども、福祉除雪だとか除雪サービスなど民生・児童委員や社会福祉協議会に相談してみたらどうかというような回答ができなかったのか、その点について少し疑問に思うのですけれども、市民の方から除雪業者のあっせん依頼があったときはこういった回答しかできないのか、その点についてもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）維持課長

高齢者単身世帯など、いわゆる除雪弱者と言われている方々からの御要望につきましては、その内容にはよりますけれども、社会福祉協議会で実施する福祉除雪サービスがある旨、御紹介はしているところでございます。その中で対象世帯の要件など社会福祉協議会や民生・児童委員に御相談いただくなどの回答につきましても、今後、してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○松田委員

では、参考までに伺いますけれども、除雪ボランティアの登録状況など昨年の実績をお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

令和3年度の除雪ボランティアのまず登録者数を申し上げます。登録者数は個人で24名、団体やグループ等で合わせて5団体でございます。

除雪の実績につきましては、除雪の実施世帯数は延べ43世帯でございます。この除雪に先ほどの登録した方参加していただいていますけれども、参加人数は延べ35名でございます。

○松田委員

あと、シルバー人材センターは屋根の雪下ろしは利用できないのですけれども、除雪はできるようですので、その除雪の実績等が分かればお聞かせいただきたいと思います。

○(産業港湾) 商業労政課長

ただいまのシルバー人材センターについて確認させていただきました。除雪の実績について3年度分を延べで申しますと、令和元年度が542件、2年度が655件、3年度が726件となっております。

個人宅の除雪は玄関周りから道路までの一本道をつける、そういった内容になっております。除雪の依頼は基本的には雪が積もった都度、受付をしておりますが、除雪はハードな作業なために除雪作業ができる会員に限りがありますので、依頼を全て受け切れていない状況にあるということでございます。

○松田委員

雪の問題は本当に高齢者にとって最大の悩みです。市長の公約にも市民の誰もが安心して暮らせるまちづくりとありますけれども、今後の除排雪の対応等を考えていただきたいと思いますが、その点についての認識を最後にお聞かせ願いたいと思います。

○(建設) 維持課長

今、御質問のございました除排雪に係る対応についてでございますけれども、まず令和2年12月に策定いたしました小樽市雪対策基本計画における具体の取組を進めていくとともに、バス路線や主要通学路を優先した排雪作業などを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、先ほど委員より御指摘がありました、いわゆる除雪弱者の方々への対応につきましても福祉除雪サービス事業などの御紹介など、改めて丁寧な対応を心がけてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○松田委員

とにかく雪の問題が解決すれば小樽市に住み続けたいというアンケート調査結果もありますので、どうかその方々の悩みに少しでもできる範囲でやっていただけるようお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わります。

○高橋(克幸) 委員

◎DX 推進について

それでは、一般質問で質問しましたDX 推進に関して伺います。

一般質問の答弁で研修会、説明会などを伺いましたけれども、四つの事例を挙げて答弁をされました。その四つについてももう少し詳しく聞きたいと思ひますので、一つ一つ確認をさせていただきたいと思ひます。

まず1点目、本市アドバイザーによるDX に向けた他市事例を交えた講演についてですけれども、日時、場所、人数、主な内容、対象者についてお聞かせください。

○(総務) デジタル推進室長

まず、アドバイザーからの講演につきましては、令和3年10月に行っておりまして、庁内の委員会室でやったはずでございます。参加人数は20名程度ということになってございまして、内容につきましては、DX の考え方ですか、ほかのまちでこういったデジタル化、DX に伴うような取組をしているといった辺りの御紹介があったところでございます。時間はおおむね30分だったと記憶しております。対象者は市長、副市長を含む部長職でございます。

○高橋(克幸) 委員

2点目にいただいた答弁で、担当職員による自治体DX の説明についてということで、これも同様の項目で願ひします。

○(総務) デジタル推進室長

こちらのほうは、同日先ほどのアドバイザーの講演の後引き続き行ったものでございます。時間は30分程度になってございます。

内容につきましては、総務省が出しております、自治体DX 推進計画の概要の説明をしたというところでござい

ます。

○高橋（克幸）委員

人数と対象者は同じということですか。分かりました。

次に3点目ですが、事業者による行政情報分析ツールの説明についても同様にお願いします。

○（総務）デジタル推進室長

こちらのほうも、対象者は同じく幹部職員ということになってございまして、実施したのは令和4年1月下旬でございます。こちらも庁内で行っております。

基幹システムといわれる小樽市にある情報ですね。基幹システムに入っているデータをこの分析ツールに取り込みまして、人口動態ですとか移動の形態ですとか、そういったものを様々な角度からグラフ等に表して分析できるというシステムでございます。そのシステムの説明、事例紹介をいただいたというところでございます。

○高橋（克幸）委員

人数は何人だったのですか。

○（総務）デジタル推進室長

17名でございます。

○高橋（克幸）委員

最後4点目ですけれども、自治体DX推進計画の説明会、複数回となっておりますけれども、これも同様にお願いします。

○（総務）デジタル推進室長

こちらのほうは、去年の11月中旬に、3日間にわたりまして計5回、対象者は特に制限を設けてございませんで、市の職員ということになってございます。参加人数は5回トータルで115名。内容につきましては、自治体DX推進計画の概要を1時間程度かけて説明をしたというものになってございます。

○高橋（克幸）委員

ざっと伺いました。最後が人数的には一番多いということですか。

それで、ざっくりでいいのですが、実際にDXを推進するに当たって説明会、研修会を必要とする人数というのは大卒どのぐらいと考えていますか。

○（総務）デジタル推進室長

全庁的な取組になると思いますので、言ってしまうと市役所で働いている職員の方、主に正職員ということになるかと思いますが、今ですと1,700人ぐらいだったかと、そういったところが主な対象になるのだと思います。

○高橋（克幸）委員

そうですね、私もそういう認識です。全職員だろうなと思います。

今、御答弁いただいた報告内容によると、人数的にはかなり少ないという印象です。中身は別にして、しっかりと進めていかないと、とてもではないけれども認識共有、機運醸成は難しいのではないかと印象を受けました。

まず、その中身をどういうふうに受け止めたのか感想も含めてお聞きしたいのですが、大体のところに出ていると思われる直属の上司である総務部長はどういう感想をお持ちだったのか、この研修もしくは講演を受けてどのような感想をお持ちだったのかお聞きしたいと思います。

○総務部長

説明会に参加しての感想ということのお尋ねだったと思いますが、正直、私どもの年代になりますとアナログ世代と言いますか、なかなか取つきにくいところが正直な感想でございます。ただ、DXはもう必ず進めていかなければならないものということですので、今後、若手職員の考え方などもやはり吸い上げながら、しっかりと推し進めていかなければならないということを感じたということでございます。

○高橋（克幸）委員

もう1人に伺いたいのですが、行財政改革担当は財政部ですので、進めている財政部長はどのような感想をお持ちなのか、同じようにお聞きしたいと思います。

○財政部長

今、進めておりますDXの推進というのは、単にデジタル化ではないと。要は業務、組織、プロセス自体も変えていくということが今回一番大事だというふうには考えております。どうしてかといいますと、これまでもデジタル化の中でも推進してきたのですけれども、結局、業務が今までと変わらない中でデジタル化を推進したことによって、逆に業務量が増えているという実態が見受けられています。そういうことを踏まえまして、今回新たにDXを進めるといことは、業務自体を変えていかないといけないことは、やはり我々としてもしっかり再認識を持たないといけない。そのためには、高橋克幸委員からの質問もございますけれども、職員一人一人がそういう自覚を持たないといけないですし、組織とかプロセス自体を変えていくということは管理職等にはしっかりその認識を持っていただかないと変えていくのがすごく難しいかというふうに考えてございますので、そういった意識をこれから、我々も研修もやろうと思ってございますし、今、業務委託を進めております。そういった中で見えてくるというものが、今回委託は5事業だけでございますけれども、それがどういった形で横に展開をできるのかということも重要と考えてはおりますので、今回5事業選定された部署だけではなくて、全庁的にそういった情報の共有もしっかり図れるように進めていく必要があるのではないかとというふうには考えてございます。

○高橋（克幸）委員

一般質問の二つ目の答弁の中に、特定の部署や取組に限定されていて濃淡があるのだと、認識に濃淡があるのだと思います。先ほども感じましたけれども、では、この認識共有、機運醸成、いわゆるステップゼロといわれる一番大事なベースをいつまでに終わらせていくのか、もしくは一定程度めどをつけていくのか、そういう考え方が私は非常に大事だなと思っています。これについてはどのようにお考えでしょうか。

○（総務）デジタル推進室長

ステップゼロの終わるタイミングとかスケジュールということですが、なかなか一気に浸透するということは難しいのかと思います。ですので、いつまでということ区切ってという取組ではなくて、これは繰り返し、職員に対して必要性ですとか、そういったものを訴え続けていくしかないのではないかとというふうには思っております。

○高橋（克幸）委員

そうですね、それは私も理解できます。

ただ、どんな計画でも一定程度のスケジュール感がないとだらだらと進んで、結局終わらないうちに次に進んでしまうという例がありますので、ぜひそれは気をつけていただきたいなと思います。

以前、10年以上前になるでしょうか、香川県坂出市に市立病院がありまして、日本一の赤字病院というところから、改革をどんどん進めて黒字化にしていっていったという病院がありましたので、たしか会派で視察をさせていただきました。要するに、先ほど財政部長が言われていましたけれども、組織を大きく変えるというのは本当に大変だというのは、お話を聞いて伺いましたが、担当者だったか病院長だったか少し忘れましたが、私はこの病院改革で何が一番ポイントだったのですか、大事だったのですかという質問をしました。お答えが単純明快でした。意識改革です。これなくして何も進みません。そういうふうに言われました。

私は、このDXの推進についても同様ののだろうなと思います。幾ら旗振り役がどんどん振ったって、ではあなた方が頑張ればいでしょうという職員がたくさんいたら進むわけがないのです。そういうことを考えると、ではこのベースになるステップゼロをいつ頃までに。先ほど全職員とありましたので、全職員にずっと広げていくというのはいつまでにできるのかという俯瞰しためどで見ないと私は進んでいかなければいけないのではないかと考えています。

誰が判断をして、誰がチェックをして、いつまでにどういう体制でもっていかという全体像が見えないと個別にやってもこれは進んでいかないのだろうなと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

**○（総務）デジタル推進室長**

委員のおっしゃるとおり、どこかで全体を見通してというところが必要になってくるのだと思います。現状ですと、自治体DX推進計画に基づくような取組は、令和7年度までということが出ていますけれども、そこにつきましてはデジタル推進室が中心となって進めていってはいるのですが、確かにこの機運醸成ですとか意識改革の部分についてはこういった取組も必要になってくると思いますので、どういうふうにするのがいいのか、市長からは本会議の中では全体の推進体制を検討するというところでございますので、そちらも併せて考えていきたいと思っております。

**○高橋（克幸）委員**

私が大事だなと思うのはやはり幹部職員の皆さんだと思います。先ほど財政部長が言われていたように、そのこの部署で進められるかどうかというのは、やはり幹部職員の方にかかっているのだろうなと思いますので、では一定程度、幹部職員の皆さんにターゲットを絞って、しっかりとこういう認識共有をやっていくということがまず必要ではないかと思っております。これはいかがでしょうか。

**○（総務）デジタル推進室長**

幹部職員、一般職員全てにおいて認識というのは必要ですので、今はまだ日程等、詳細は決まっておられませんけれども、そういった研修会ですとか、そういうことも検討はしておりますので、そういった場を通じて認識の共有ですとか、図っていければと考えております。

**○高橋（克幸）委員**

1部署だけでは大変かと思っておりますけれども、これをしっかりとやらないと私は難しいなと思って質問しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点は、説明会、研修会において、できるだけ視覚に訴えられるもの、もしくはデモンストレーションみたいなもので、見て分かる、耳ではなかなかこういう問題は分かりませんので、見える形で進めていただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

**○（総務）デジタル推進室長**

オンラインの申請ツールの説明会ですとかRPAの操作の説明会を行った際には、こういうふうにするということや画面で動きを見ながら、座学ですけれども、見たというところで、そういうときにはアンケートといいますか、受講者の方からは分かりやすかったというお答えがありましたので、そういう視覚に訴えるというのは必要なことなのだろうなと思います。ただ、どういうものをどういうふうにして見せるのかというのはこれから少しいろいろ考えていきたいと思っております。

**○高橋（克幸）委員**

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以前お話ししましたが、RPA研修に行ったときも耳ではよく分からなかったものが、デモを見せてもらったらすぐ納得できるというか腑に落ちるのです。なるほど、こういうふうになっているのかと。ですから、そういう意味で、特にまず幹部職員の皆さんに一定程度のそういう共通認識を持っていただけるような研修会なり説明会を引き続きお願ひをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

**○委員長**

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

---

○高橋（龍）委員

◎人口減少対策について

人口減少対策について質問をさせていただきます。

一つ目、転出回避についてです。

令和2年度に行った転出入の理由に関するアンケートから代表質問の中で幾つか伺いました。転出者に対するアンケートでは、仕事上の都合というのが最も多い理由であったと認識しています。細かく回答を見ていきますと、転勤等の会社都合による転居については行政の介入が難しい点だと思うため、着目すべきは自己都合での転職です。この自己都合による就職、転職と回答された方の中で、勤務地として小樽市以外と決めていた方が最も多かったのです。つまり、小樽市内での雇用がないこと、あるいは待遇の面で他市に移るといふ方が多いという結果でした。

この点に対して行政としてどのような手を打てるのかということをお聞きしたいと思います。あるいは分かっているながらも手を打つのは難しいと考えているのか、こちらに関してお示しいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室松尾主幹

産業構造の改革を短期的に解決することは難しいと考えております。しかしながら地元経済の下支えや強みを生かしたまちづくりを進め、新たな雇用や所得を生み出す方向性について人口戦略推進本部などで検討し、若い世代などが安心して働き、定住や札幌市からの移住を促進することが必要と考えております。

○高橋（龍）委員

次に伺いますが、この転出の理由の中で収入が理由ですと回答している方が多かったとも認識しています。

転出者の所得水準がどのくらいだったのかということ进行调查するというのはできるのでしょうか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

転出者向けのアンケート調査に収入や所得を調査する設問を設けることは可能ですが、対象者にとって収入や所得はアンケート調査では答えにくい、答えたくない質問と想定されることから回答していただくことは難しいのではないかと考えております。

○高橋（龍）委員

今の質問は給与水準として、幾ら以上の方は転出しづらいみたいない定のラインが見えてくるのではないかと考えたからだったのですけれども、現状、本市の所得水準はやはり札幌市と比べると低くて、その差は60万円ほどとも言われています。行政としてその差を埋めるために何ができるかということを考える必要があると思うのです。

それが、もしかすると金銭以外のこともかもしれません。行政サービスとしてなのか、まちの魅力や人のつながり、または市民幸福度のような精神的な豊かさみたいなものなのか、小樽に住み続けたいというふうと考えていただけるような環境づくりも重要になってくるのかと思います。

これは質問ではないので次に移しますけれども、代表質問でひと旗プロジェクトに関して本市で起業する際に優位性のある業種ということでお伺いをしました。それに対して、観光関連産業、サービス業と御答弁いただいたところです。その質問の際に競合や市場規模の調査をしていますかということをお聞きしたのですが、それに対してはされていないというお答えもいただきました。

観光関連の産業といっても非常に裾野は広く、お土産ものを扱う小売業、観光船事業、旅行代理店、宿泊業、人力車、観光バスなど多岐にわたる事業がそれに当たります。もっと細かく掘り下げていかないと観光関連産業というだけでは、プロジェクトのターゲットである起業を希望する方に効果的な訴求ができないのではないかと考える

のですね。

業種ごとでアプローチを変えるというようなお答えもいただきましたので、まさに理論立てた事業にさせていただくことを望むものです。具体には、この辺りはこれから検討されていくと思いますので現時点でお答えいただけることに戻しますが、起業の希望者が本市に移住して助成を受けたいとなった場合の流れを御説明いただけますか。

○（産業港湾）産業振興課長

現在実施をしております創業支援補助金でお答えをさせていただきますと、明確な順序はございませんが、補助金の申請のため実際にやっただくこととしては、まず認定特定創業支援事業による支援を受けていただく必要があります。これは小樽商工会議所が開設しているワンストップ相談窓口で創業支援を受けていただくか、本市が開催をする小樽商人塾を受講していただくものです。次に、認可等を必要とする業種の創業に当たっては、その認可を受けていただく必要があります。次に、創業の日に代表者となる方が市内に住所を有することも必要ですので転入の手続。次に、市内金融機関において新規創業者向けの融資を利用させていただく必要があります。

これらの要件を満たし補助金の申請を行っていただきますが、対象業種にも要件がございますし、詳細等の説明も多岐にわたりますので、まずは担当に御連絡をお願いしているところでございます。

○高橋（龍）委員

起業に当たって資金が必要になりますが、それに関してはまず自己資金が必要。そして助成金も大きく影響してくると思いますが、助成金額の上限がどうなっているのかということについてお示しいただけますか。

○（産業港湾）産業振興課長

先ほどの創業支援補助金でお答えさせていただきますと、補助の内容としましては、事務所等家賃補助と内外装工事費補助に分かれておりまして、家賃補助につきましては、補助期間が賃借料の支払い6か月分までで限度額は月額5万円です。ただし、小樽市商店街振興組合に属する商店街及び市場における店舗の場合は、補助期間が12か月までとなっております。

あと、内外装工事費補助につきましては通常50万円ですが、今年度より移住を伴う場合は80万円となっております。

○高橋（龍）委員

では、マックスで12か月の家賃補助を受けたとして内外装工事費補助の80万円と併せて140万円がアップパーということで理解をしましたが、そして先ほど御答弁の中で金融機関から融資を受けるということも条件になるとお聞きしました。その融資の金額及び諸条件に関してお聞かせいただけますか。例えば、金額の下限があるのか連帯保証人、担保の有無、返済の計画などについて御説明いただきたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

融資の条件につきましては、市内金融機関の新規創業者向け融資を利用させていただくことを条件としておりますが、その金額の下限など、さらに詳細な条件はございません。

○高橋（龍）委員

次に、事業計画に対してのサポート体制についてもお聞かせいただきたいと思うのですが、移住をして来られるということで、小樽市内でそのビジネスが成り立つのかどうか、見通しと実情が乖離しているケースというのもの中にはあるのではないかと思います。

商工会議所に加えて融資の際には金融機関からも事業計画に対する助言等もあると捉えてよろしいのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

御指摘のとおり、小樽商工会議所内の創業支援のワンストップ相談窓口ですとか、あと市内金融機関においても融資の際に事業計画策定のサポートを行っております。

○高橋（龍）委員

ということで、商工会議所と金融機関からは事業計画に対して御助言をいただけるということです。

次に、行政がどういう体制になるかということなのです。事業を継続させて持続的なものにするために何かお考えはありますでしょうか。

以前にもスタートアップに際して行政の伴走体制を構築することが望ましいと申し上げたのですが、創業後も支援を続けることで業績が芳しくないというときには軌道修正ができるのか、廃業に至らないようにする仕組みということについて御説明いただきたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

本市も含めまして創業者の事業開始後、事業を軌道に乗せるための体制につきましては、先ほど申し上げました小樽商工会議所内のワンストップ相談窓口において、創業後のフォローアップとして経営状況の確認、アドバイス等の支援を行うこととなっておりますし、金融機関につきましても融資に関連してフォローがあるものと考えております。

また、本市でもこうした機関と連携をするとともに札幌市にある北海道中小企業総合支援センターですとか、このセンター内にある専門の相談員を配置した国の経営支援窓口、北海道よろず支援拠点、こうした専門機関などを必要に応じて紹介をするなどしております。

○高橋（龍）委員

ここで、スタートアップ・エコシステムについて伺いたいと思うのですが、これは何かというと、スタートアップ・エコシステムは起業を誘発していく仕組みのことを指していると捉えてください。

ネットワークをつくって、環境を整えることでスタートアップを目指す人を引き寄せるまちづくりをするというイメージです。

例えば、金融庁の近くにフィンテック系の企業ができるように、周りの環境に影響を受けながらあるいは周りに影響を与えながらまちが変化していくという形です。新しい企業ができて有機的な発展をしていくということから生態系を意味するエコシステムという言葉が用いられているのですけれども、恐らく世界で最も有名なのはシリコンバレーです。

そして、日本でも近年はエコシステムの形成に力を入れていて、札幌市でも、札幌・北海道スタートアップ・エコシステム推進協議会が組織されました。この点について本市で把握していることをお示しいただきたいと思いますがいかがですか。

○（産業港湾）産業振興課長

御指摘の協議会につきましては、2020年1月に札幌市が推進役となり行政、大学、民間組織等の関係機関が一体となって札幌・北海道においてスタートアップ・エコシステムの拠点を形成し、イノベーティブな札幌・北海道を実現するというを目的として設置をされている協議会で、国が選定するスタートアップ・エコシステム拠点都市の推進拠点都市に採択をしているものとホームページで把握をしております。

○高橋（龍）委員

今、御説明いただいたようにイノベーティブなビジネスのスタートアップ支援のために拠点が認定されていると。そしてこういったことに関しては、周辺自治体も連携をして一体的に動くことで互いにいい効果を得られる、相乗効果を得られると考えています。このひと旗プロジェクトともリンクする点の多いスタートアップ・エコシステムですが、情報交換やスキーム構築等のノウハウを学ぶ場としても優れていると思っています。

本市も札幌・北海道スタートアップ・エコシステム推進協議会に参画あるいは協調していくということではできないのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

現時点では、本市に参画の打診が事務局より来ているわけではございませんので、現時点で参画の検討はしていませんが、事務局を担っているのは札幌市と思われますので、内容を伺ってまいりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

先方から打診がなくても、ぜひこちらからアプローチをしていただければと思います。このタイミングを逃してしまうと波及効果が得られなくなってしまうなど懸念もあることからできるだけ早めに歩調を合わせていただきたいということを要望いたします。

次に、事業承継について伺います。

現状の事業承継に関する市の施策についてどのような取組を行っているのか、相談の件数や課題の認識などについて概括的にお話してください。

○（産業港湾）産業振興課長

市の事業承継支援の取組につきましては、令和2年度に小樽市中小企業実態調査を行った中で、その設問で事業承継についての意識調査を行っております。それ以降の取組としましては、その調査結果から事業承継を考えている小樽市に相談をしてみたいと回答した事業者が14事業者ございまして、個別のヒアリングを実施中であります。

また、令和3年度には事業承継に意識を向けていただけるためのセミナーを実施したほか、パンフレットを作成しまして事業承継の支援策の周知などを行ったところです。

課題につきましては、調査の中で事業承継を考えていないと回答した事業者が6割弱、その理由の4割がしばらくは自分で経営をするためと回答がありましたが、そのしばらく自分で経営をすると回答した事業者の4割以上が60歳代以上の結果でありました。

一般的には事業の引継ぎには5年、10年と時間がかかると言われておりますが、できるだけ早く準備が必要な高齢者の事業者が多い中で、事業承継に対する意識が低いということが課題であると思っております。

○高橋（龍）委員

今、丁寧に御説明をいただきましたけれども、やはり事業承継、自分が元気なうちはずっとやるのだというような思いだとは思いますが、やはり問題になっているといいますか、結果、できなくなったときに跡継ぎがないということで閉めてしまう店舗等が多いのかと思っておりますが、この事業承継、後継者不足の解消に向けて今後の施策についてなどの展望をお示しいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○（産業港湾）産業振興課長

今後につきましては、事業者へのヒアリングにつきましては継続して行うべきと考えておりますし、先ほど申し上げました課題の部分では事業承継に対する意識の低さに対しましては今年度も小樽地域雇用創造協議会においてセミナーのテーマの一つとしておりますが、今後もセミナーなどを実施しながら周知に努めてまいりたいと考えております。

また、事業承継につきましては、札幌市に北海道事業承継・引継ぎ支援センターという専門機関もございまして、小樽商工会議所でも相談窓口を設けてございます。

さらには事業承継のファンドの創設やマッチング支援などを行っている金融機関もございまして、こうした機関と連携を取りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

事業の承継先として個人だけではなくて市内の企業あるいは事業者に対して経営権を譲渡するということも考え得る話だと思うのです。例えば、閉める予定の飲食店を小売業の事業者と合併することで仕入れルートや販路が結びついて相乗効果を生むということもあるでしょうし、同業者とマッチングさせて多店舗展開につなげるということもできると思います。

後継者だけではなくて、後継事業者という観点で動いたことはありますか、または、新たな施策としてやってみるということはどうでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

事業者とのマッチングでございます。いわゆる第三者承継といわれるものでございますが、それに特化した取組は今のところはございません。

今、必要な市の施策につきましては、先ほど申し上げました事業承継の意識の低さの課題についての対応がまず必要であると考えております。それにつきましてはセミナーの実施などを通じて周知に努めておりますが、その意識を高めて、今ある専門の支援機関に早く引き継ぐことが重要と考えておまして、引き続き、専門の支援機関と連携をして御指摘の点も含めて考えてまいりたいと思っております。

○高橋（龍）委員

ここで事業承継の話と、ひと旗プロジェクトを組み合わせたいと思うのですが、本会議でも、ひと旗プロジェクトには拡張性があるというふうに申し上げましたが、その意味で事業承継もこのプロジェクトに組み込めるのではないかと考えています。

例えば、後継者不足でこのままでは数年で辞めてしまうという事業者が市内に多くありますが、そのマッチングをしてはどうかということです。商工会議所や産業港湾部とも連携をして後継者がいなくて近い将来廃業を考えている事業者をリストアップして、できれば黒字である事業所が望ましいのですが、おおよその売上げの規模も把握して、事業の内容もヒアリングする。そしてマッチングを図る。媒体としてポータルサイトみたいなものを立ち上げなくても、ひと旗プロジェクトの特設サイトないしは本市のホームページに掲載して後継の希望者を募るみたいなイメージです。

お試し移住と組み合わせる短期で研修のように、そうした事業所で仕事を体験するというのも可能ではないかと思えますし、本格的にマッチングすればその引継ぎのために移住者に対して、数か月分収入を助成するみたいなこともできれば、小規模の事業者でも利用できる制度設計になるのではないかと考えます。

そして、移住者のメリットとして看板、ネームバリューや顧客が既にあるということで一から起業するよりもハードルが少し下がるのではないかと考えています。さらに、仮にマッチングできなかったとしても、そもそも廃業を考えているとすれば、あまりマイナスにはならないのかとも思えますし、市民も手を挙げるができる仕組みにするとも考えられます。もちろん今申し上げたのは別のスキームであるとしても、事業承継と移住者のマッチングということも視野に入れていただきたいと思いますが、これに関してはいかがでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

繰り返しの答弁になって恐縮ではございますが、いわゆる事業承継、第三者承継につきましては、時間もかかりますし、専門的な知識も必要と言われていた中で、まず課題としては先ほども申し上げましたが、まず事業承継の意識づけと事業承継を考えている事業者を早く専門機関へ引き継ぐことが重要と考えておりますので、引き続き専門の支援機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

また、移住者のマッチングということにつきましては、そのやり方も含めて専門の支援機関に相談もしてみたいと考えております。

○高橋（龍）委員

ぜひ、お願いいたします。

人口減少対策に向けて市内で新たな体制がつくられるということで、これまでよりも攻めの施策が打たれるということを期待しております。

スタートアップ・コシシステムの件でも札幌市の状況を申し上げましたけれども、札幌市でマイホームを買おうとする方々が土地がないということで、札幌市の郊外にまで及んで探しているということも教えていただきました。

そうしたことから移住促進のターゲットとして、子育て世代でマイホームを買おうとしている方のように細かなペルソナと言われるぐらいまで設定をするなど、これまで以上に掘り下げて戦略を立てていただきたいと思います。

既成の概念にとらわれずに職員が個々の能力を発揮できるように市長、副市長にも組織をリードしていただきま  
すようお願い申し上げます。

**○委員長**

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時35分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

---

**○中村（吉宏）委員**

**◎ごみステーションについて**

まず、ごみステーションに関連した質問からですが、一般質問の中で取り上げました。その中で小樽市が出しているごみステーション設置等に係る指示基準というものがあります。これについての規範性というか規範的にどういう位置づけなのかという質問をしたのですが、いろいろと何うに、条例に基づいて市が指示をするという内容なのですが、その根拠に条例が上げられて、条例のどの部分が根拠となるべきところなのかお示ください。

**○（生活環境）清掃事業所長**

集積所の設置基準につきましては小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の第8条に集積場所等ということの記載がございまして、ここが基準となっているものです。

**○中村（吉宏）委員**

その条文が指示基準の根拠なのだということなのですが、条文を読み上げていただけますか。

**○（生活環境）清掃事業所長**

第8条「市長は、市が収集する生活系一般廃棄物を排出する場所（以下「集積場所」という。）又は便槽が生活系一般廃棄物又はし尿の収集に支障があると認めるときは、当該集積場所に廃棄物を排出する者若しくは当該集積場所を管理する者に対して、当該集積場所の変更、改善等について必要な指示をし、又は当該便槽の所有者若しくは使用者に対して、当該便槽の改善等について必要な指示をすることができる。」

**○中村（吉宏）委員**

その条文の中で集積場所の変更や改善という記載があるのですが、設置等に関しては特に記載がないのですけれども、これが何か市の指示という話とどうつながるのかお示いただけますか。

**○（生活環境）清掃事業所長**

今、読み上げました第8条の中に設置についての基準ということで申し上げているところはないのですが、実際設置に当たって、安全に収集などを行うための必要な事項をあらかじめ確認するという意味もございまして、指示基準を定めたものでございます。

○中村（吉宏）委員

いや、だから書いていないところがその根拠になる、根拠とは何と聞いたときにそういう曖昧な状況だと少しまづいのではないかと。指示基準は行政が市民に対して一定の指示を行うということだと思っております。現に指示基準の第3条を読み上げていただけますか。

○（生活環境）清掃事業所長

第3条「市長は、設置者及び設置事業者が、ごみステーションの設置について、あらかじめ市長と協議するとともに、当該ごみステーションを利用する地域住民の意見を尊重し、設置場所となる土地所有者又は当該近隣の住民に事前に了解を得るなどの話し合いをこれらの関係者で行って場所を決定するよう指示するものとする。」

○中村（吉宏）委員

ここには、設置者いわゆる事業者以外の方も含めてということが書かれているのですが、条例の中にはそういうものも示されていないですし、指示基準という市が指示するものとするくりになっています。

少し確認ですが、一般質問でも聞きましたけれども、本当に市が指示した後に住民が従わなければならない効果とかそれに拘束されるような状況というのは発生するかと思うのですが、その辺どうやって捉えていますか。いま一度確認です。

○（生活環境）清掃事業所長

設置に当たりましては、事前に清掃事業所の職員と場所等について協議を行っておりまして、そこで指示に従わない、全然駄目だとかということになったというトラブル等は、この時点ではないものと理解しております。

○中村（吉宏）委員

何か最後そのトラブルがないということは別に指示する必要もないということなのですよ。少し確認です。

○（生活環境）清掃事業所長

具体的にこうしろという指示をこちらのほうではしているわけではなくて、設置者の希望を聞いて、それであればこのような形でということでお話をさせていただいているという状況でございます。

○中村（吉宏）委員

そうであれば特に何か拘束性もないのだということであれば、こういった表現は、ある意味、市民の方からするととても圧迫感があったりですとか、何かこう上からというような見方をされると思うのですよね。隣接の札幌市では要綱という言葉を使って、その中には一定の書式をダウンロードできるものが条文の間に挟まっていたりとか、そういった表記になっているので、ここは要改善といいますか今後に向けて検討していただく余地があると思えますけれどもいかがですか。

○（生活環境）清掃事業所長

札幌市では要綱として定められているということは、こちらでも承知しております。また、提出する書式について、現在小樽市で定められていないという点につきましては、これまで長年培ってきた信頼関係などにより口頭でのやり取りで設置場所についての協議を行ってまいりました。

ただ、今後、今の口頭でのやり方がいいのか、申請等の様式を整理すべきなのか、それと指示基準という文言が適切なのか、要綱とすべきなのかについて研究してまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

次の質問ですが、鳥獣等の被害防止についてなのですが、これについては防止の対応する際に当たって市が何かの助成を行っているということだと思っておりますけれども、この点を少し詳しく説明してください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

ごみステーションの助成金につきましては、ごみステーションに出されたごみの散乱を防止するためにごみ箱を設置したり、囲い式のごみネット等、ごみネット等を購入する費用を助成しております。

まず、ごみ箱につきましては購入額の2分の1の額、100円未満切捨てとなりまして、2万円を限度としております。対象となる方は町内会とか自治会ということになっておりまして、自治会の場合は規則や会則等があることを確認することになっております。

囲い式ごみネット等につきましては、購入額の2分の1の額、100円未満切捨てとなりまして、7,000円を限度としております。対象となる方は町内会や自治会など、または個人も申請することができます。

ごみネット等は購入額の2分の1の額、100円未満切捨てとなりまして、3,000円を限度としております。対象は町内会、自治会などまたは個人も対象となります。

○中村（吉宏）委員

その助成について、もう1個伺いますけれども、例えば破損した、汚損した、もう古くなった、臭いが染みついていると。交換をしたいというときにもこれは対象となるという認識でいいのですか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

そういう場合も対象にはなるのですが、一度申請されましたら、ごみ箱につきましては3年間、そのほかは2年間、間をあけていただくことになっております。

○中村（吉宏）委員

そういった形で助成をしているということですね。この点については分かりました。

次の質問をさせていただきます。

ごみステーションの管理運用に関してなのですが、町内会等の関わりの中で町内会が対策するのだということで答弁をもらっていますが、ただ、町内会の高齢化の問題ですとか、そういったものも指摘されながら、やはり個別の収集は難しいのでステーション方式が望ましいと。こういった対策について、いろいろ研究してみたいということでありました。私は一般質問の中で、ごみステーションごとの条件がいわゆる出せる出せない、一定の人しか出せないステーションがあったりとか有料、お金を必要とするような場面があったりとか。こういった不公平さがあるのだということなのですが、ここについてもぜひ対策というか少し検討していただきたいと思うのですが、この辺何か具体的に考えられていることがあればお聞かせください。

○（生活環境）清掃事業所長

今、委員がおっしゃられたように町内会役員の高齢化など、いろいろな状況があり、維持管理が難しくなっている、あるいは維持管理に関する体制や費用負担の違いというのがあるということは承知しておりますので、今後につきましては、これらの状況に応じまして、ごみステーションの維持管理の軽減や円滑なごみ収集の実施のためにはどうしたらいいかという、少しまだ具体策はないので実態把握を含めて研究していきたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

今、期せずして答弁の中に出てきましたけれども、個々別々に種類ですとか大きさですとか、そういった差があると思うので、こういったところも含めてしっかりと再度調査いただきたいと思えます。

◎潮見台小学校のスクールバスについて

次の質問させていただきます。

教育の関連で潮見台小学校のスクールバスの今回の件に関して伺いますが、まずいろいろ今定例会も予算特別委員会で議論が行われていますけれども、一つ大きく私が疑問に思っていることが、学校と市教委の連携、情報の共有がどのようになっているのかと。どういう形態で行われているのが非常に疑問になりました。

これについて、まず、ふだんどのようなやり取りがあるのか。特に学校教育の場面に限らず、例えば日常生活の中で学校外や非日常の生活なども含めて、こういった情報共有が行われているのかお示しいただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

学校と市教委との連携の御質問でございますが、まず今回のスクールバスの件でございますと、これまで私ども市教委では、バスの乗車登録の家庭向けにバスの利用についてお知らせ等を周知し、また、運転手に対しては安全運転に対する指導、注意喚起等を都度行っておりました。

学校のほうでは子供たちに対し年度当初乗車マナーについて指導するとともに、教職員が定期的にバスに同乗して指導を行っているということで、こういった部分では情報を共有していたところでございます。

あと、非日常の部分でございますけれども、学校管理外等で子供たちの命に関わるような部分というのもございますが、何かあった場合には子供たちの対応が最優先になってくると思っておりますけれども、場合によっては救急要請などを行い、家庭からそのような情報があった場合には教育委員会にも、どこの学校のどの子供、どの生徒がこういったことがありましたということで連絡が入るような体制となっております。

○中村（吉宏）委員

恐らくその教育現場と市教委の連携の中での場として、今、学校管理会というものがありましたが、これについて説明いただけますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

学校管理外ということでよろしかったでしょうか。

（「管理外、会ではないか」と呼ぶ者あり）

学校管理下の例で申しますと、子供たちが遠足へ行くですとか、どちらかの施設へ見学に行きますとか、そういった学校管理下の中で起きた場合には、子供たちにけがが起きたというような場合であれば、先ほども御説明させていただきましたが、まず子供の対応を最優先にし、状況によっては救急要請を行い、学校のほうでも情報共有をし、保護者へも連絡し、ある程度落ち着いた段階で私どもへ報告がされるというような流れとなっております。

○中村（吉宏）委員

すみません、私の聞き間違いだったのですね。教育現場と市教委の間に学校管理会という会があってそこでふだんの情報共有ができるのかと、そうではないと。管理外の活動については分かりました。

今回こういう問題が発生しましたと。いろいろと問題が出てくるところだと思っておりますけれども、この連携の部分についてこういった問題、あるいはほかに何かこういった課題のようなものがあるのか。そして、それについての改善点というか改善方法みたいなものはどうしていくのかというのをお示しいただけますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今回の事案を受けて、検証していく中で学校と市教委の連携が足りなかった部分というのが反省点として挙げられたかというふうに私ども認識しております。

今後の改善に向けましてですが、今回のことを受け、現在バスを運転している運転手には毎日、下校後、下校便終了後に面接を実施し、その日の子供たちのバス車内での様子等を聞いております。また、事件の起きた翌週でございますが、8月29日から潮見台小学校の教職員の協力をいただきまして、登校便、下校便に教職員の方が同乗し子供たちの様子を見守っていただいております。

私ども学校教育支援室の職員の同乗につきましても、今後学校と調整しながらなるべくだぶらないような形で調整して、同乗を進めていきたいというふうに考えております。

また、保護者の方に対しましても、何かあれば学校や教育委員会に問合せができるというようなこともお知らせしておりまして、何らかの情報が入り次第、学校と市教委で情報を共有していくようにしているところでございます。

○中村（吉宏）委員

今の答弁。なるほど。対策は分かりましたけれども、こういったことは様々発生してほしくないのですが、万が

一、異常事態が発生した場合の対応、対策について把握をする協議の場が必要ではないかと思うのですが、この点は何かお考えのところはありますか。

○(教育) 学校教育支援室吉田主幹

これまで今回のような事案を想定した会議の場というものは設けてございませんでしたが、今後はそういった部分も必要になってくるかと思えます。この件に限らず、ほかのことにつきましても学校とは連携してまいりたいというふうに考えております。

○中村(吉宏) 委員

ぜひお願いしたいです。先ほど私が聞き間違えた学校管理会とか、そういったものを立ち上げるのも一つかと思えますのでお願いします。

もう1点ですが、バスの運行担当者について、この採用基準はどういう基準なのかお聞かせください。

○(教育) 学校教育支援室吉田主幹

スクールバス運転手の採用基準ですが、まず必要な免許といたしまして、大型自動車免許または8トン限定を除く中型自動車免許が必須としております。

また、必要な経験といたしまして、大型車または中型車の運転業務経験が1年以上あるということも必須としております。

○中村(吉宏) 委員

採用時は形式的な免許ということですが、例えば、子供と関わる場面の資格とまでは言わなくても、そういった子供たちに対して自分が子供が好きですとか、そういった傾向を調べたりとか、何か求めることはないのでしょうか。

○(教育) 学校教育支援室吉田主幹

応募してきました方と必ず面接を実施しておりまして、こういう資格はもちろんですが、人柄ですとか、もちろん対象となるのは子供たちですので、子供との接し具合についても、面接の中で私どもも可能な限りは人柄を見てきたかとは思っていたところでございます。

○中村(吉宏) 委員

この辺はまた詳しく総務常任委員会で質問していくと思えます。

もう1点、バスの運行について先ほど学校の教員や市教委からも同乗ということをおっしゃっていましたが、これ民間委託をするということは考えられていないのかお示してください。

○(教育) 学校教育支援室吉田主幹

現在の潮見台小学校のスクールバスは、私ども自前でバスと運転手を用意して動かしているところでございますが、この潮見台地区は導入から10年目となりますので、当時と状況も変わっている部分もあるかと思われますので、今後は考えていかなければならない部分かとも思っております。

○中村(吉宏) 委員

運行事業者たちはこういったことも慣れていらっしゃると思うので、任せてみるのも一つと思うので御検討ください。

---

○濱本委員

◎学校図書館の充実について

9月15日のこの予算特別委員会の折に、学校図書館、図書標準の達成のことをお伺いしました。そのときは100%達成は小学校17校中1校、中学校12校中1校しかない。あとはみんな未達成ですということで、では10%刻みでどうですかということで資料をいただきました。大変残念なのは、この図書標準での冊数からいくと、70%未満の

学校が小学校で10校、中学校で9校です。17校中半分以上が70%まで蔵書を持っていない、中学校においても12校中9校しかそれだけの蔵書を持っていないという、ある意味、非常に残念な状況ですし、多分この状況はそんなに過去から改善されていないような気がするのですが。

まず、この未達成の状況について、教育委員会としてはどういうお考えなのか、将来的に少なくとも70%未満の学校は解消してもらいたいと思うのですが、その点についてもどうお考えなのかお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

令和3年度末の達成割合をお示したところでございますが、確かに濱本委員がおっしゃるとおり、標準達成にはまだまだ到達していない学校がたくさんございます。やはり子供たちが、学校によって触れられる図書の数が多い少ないがあるというのは望ましい形ではないというふうにも思っておりますので、私どもとしては少しでも本の冊数を何らかの形で増やしていければ、今、濱本委員がおっしゃったようにその70%、本来であれば100%を目指すところでありますが、一気にというのはなかなか難しいところでもございますので少しでも増やす速度を速めていければというふうに考えているところでございます。

○濱本委員

ちなみに、こういう数字というのは、教育委員の皆さんも御存じなのでしょうか。

それともう1点。15日のときも申し上げましたけれども、文部科学省から学校図書館に関するいろいろな通知等がありますが、こういうものについても教育委員に対して情報提供が十分なされているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

蔵書の達成割合、蔵書数につきましては、各委員の皆様へ情報として提供してございます。

ただ、文部科学省からの通知等につきましては、内容について情報提供させていただいているところですが、通知そのものにつきましては十分には至っていないというのが現状でございます。

○濱本委員

教育委員の皆さんの役割も私は決して小さいものではないし、やはり現状認識をきちんとしていただいた上で教育委員会の会議の中でこの小樽の教育をよくするために何ができるのかということも協議してもらいたいと思いますので、そういう情報提供についてはできるだけ細やかにお願いをしたいと思います。

それから、図書館に関連して、学校司書による市内小・中学校図書館のいわゆる蔵書のデータベース化というのは、完了したのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今年度も進めているところでございまして、忍路中央小学校、忍路中学校を残すところまで進んでおります。

○濱本委員

これは、それぞれ蔵書をデータベース化することが目的ではなくて、データベース化したデータをどうやって活用するかということだと思うのです。そういう意味ではあと残り2校ですけれども、今まで終わったところのデータというのは教育委員会としてはどのように管理しているのか、使っているのか。また、そういうデータに基づいて学校に対して何らかの蔵書に関する助言とか指導とかは行っているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

データベース化が完了している学校のデータベースの管理につきましては、大変申し訳ありません。学校ごとの管理となっております。一括管理につきましては市教委ではできていないというのが現状でございます。

○濱本委員

例えば、うちの学校によその学校ではある本がないとかというのは多分あると思うのです。多分そういう学校間の蔵書の情報は今まではあまり共有されていなかったと思うのです。せっかくデータベース化するので、そういう情報共有みたいなものも、今だったら幾らでも多分できるのだらうと思うのです。

すぐには言いませんけれども、先ほどの図書標準の未達成なことも含めて、そういう情報共有があることによって、優先順位、どの本を先にかみたいな優先順位も決められていくのだらうと思うのですけれども。ぜひこれは、今日言ってあしたできる話ではありませんけれども、研究をしてもらいたと思いますがいかがですか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

御指摘いただいた部分、今後研究してまいりたいと思います。

○濱本委員

少し話は変わりますが、令和元年度から10年度までの期間の小樽市教育推進計画が策定されています。

実はこれをつくるときには、タブレット端末がこんなに早く児童・生徒の皆さんに渡される状況というのは想定されていなかったと思うのです。この教育計画もある意味、今年が令和4年度ですから、5年度にタブレットが全部配布になったという現実を踏まえて、若干の見直しが必要だと私は思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

○（教育）教育総務課長

現在の教育推進計画についてですけれども、委員のおっしゃるとおり様々な状況変化もありますので、10年間の折り返しである令和5年度を目途に中間の見直しを行ってまいりたいと考えております。

○濱本委員

ぜひそれはよろしく願います。

◎全国学力・学習状況調査に関して

続いて、全国学力・学習状況調査に関連して聞きたいと思います。

中学校国語の成績というか、非常に立派でよかったなと思っております。

その中で、まず一つ、小樽市内の全体の数字は今出ていますけれども、個別でどうかということは言いませんが、傾向として、いわゆる平成19年度から今回までの傾向として、市内の学校間格差はどういうふうに変わっているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

平成19年度から行ってございます全国学力・学習状況調査について、濱本委員の御指摘のとおり、学校の全ての部分を公表という形はしておりませんが、傾向という部分でいきますと学校ごとの全体で見たとときの差というのが市内の状況としたら縮まってきているという状況でございます。

○濱本委員

縮まってきているということは、多分この間、現場の教員たちは、いわゆる授業改善に向けて相当いろいろ努力をされたのだらうと思うのですね。また、今回みたいに新型コロナウイルス感染症のこともあったり、タブレット端末が配布になったりと、状況も大きく変わっている中で、縮まっているということは改めて申しますけれども相当努力なされているのだらうなというふうには想像しております。

そういう意味では、学校間格差がさらに縮小して、例えば学力で言えば全道平均、全国平均を目指すようにまだまだ多分やることはいっぱいあると思うので着実に一步一步進めてもらいたと思います。

そこで、教科書の採択なのですが、教育長からも御答弁いただきましたけれども、小樽市では小・中学校で実は出版社が違うのが、小学校算数と中学校数学で一つは教育出版で、一つは東京書籍という、一緒になっていないのです。道内の教科書採択の地域は22地区ありますけれども、このうち小・中学校の出版社が違っているのは6地区しかないのです。ということは、あとのほかのところはみんな一緒の出版社、小学校、中学校続けて一緒の出版社を使っているということなのですけれども、この小樽市で違っていることでデメリットとかはないのでしょうか。いわゆる中1ギャップとかとも言われていますけれども、小学校6年生が自分が使っていた教科書が中学校へ行ったら出版社が違って、何となく違うなというようなこととかは感じないのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

教科書の会社が変わることによるデメリットという部分なのですが、子供にしてみたら、その部分というのは大きくは作用していないものと考えております。といいますのも、教える教員側も教科書を使って授業するということではあるのですが、いわゆる教科書をとという側面よりも、教科書で、教科書を使ってその指導事項を指導するというところを、十分留意しておりますので、そういう意味では大きな影響はないものと考えております。

○濱本委員

個人的に考えると小・中学校の9年間、同じ出版社のほうは何となくしっくりいくのかという、何となくそんな感じもしますが、先ほど申し上げたように現実に道内の22地区のうち六つは違う選び方をしているということもあれば、意外とそうでもないのかということも感じますし、他府県では小・中学校で全部一緒の教科書、福井県は採択の地区が5か所ありますけれども、全部同じ教科書を使っているという、その辺の統一性みたいなこともあるかと思えます。取りあえず教科書は大事なツールなので、同一がいいのか悪いのかいろいろあるのでしょうか、その辺についても十分研究させていただければなと思えます。

ちなみに、小学校の国語、算数、理科、それと中学校の国語、数学、理科のいわゆる今の出版社を採用した初年度はいつか分かりますか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

採用初年度という部分でございますが、採択した翌年が使用ということになってございますので、小学校の国語でいいますと現状、光村図書出版。こちらについて採択が平成22年度、使用が翌年23年度からという状況です。

それから、小学校の算数については教育出版。こちらについては記録があるところ遡りまして使用の部分が平成14年度から。これは、それより以前の部分というのは記録ございません。

同様に小学校の理科、東京書籍についても平成14年度からとなっております。

中学校につきましては、国語、光村図書出版。使用は平成24年度から。

数学につきましては、東京書籍。こちらについても24年度から。

理科につきましては、現状の東京書籍。令和3年度からという状況になってございます。

○濱本委員

1点だけ。出版社を変えるということは多分年間の授業計画なども見直しをかけないとならないと思うのですよ。そういう意味では、現場の教員たちの負担というのは私は結構大きいような気がします。

ただ、教科書を真剣に選ぶと出版社も変えないとならない場面も当然あるのかと思うのですが、出版社を変える場合のそういう現場の教員たちの負担というのは具体的にどのようなものがあるのか聞かせてほしいのと、もう1点。教科書は何社も出版社が出しているわけですよね、そういう状況で例えば国語、小学校の国語で4社のうちの1社しか採択されない、算数においては6社から1社、理科においても6社から1社。中学校の国語は4社から1社、数学は7社から1社、理科は5社から1社採用ということになっています。

学校の教員たちはいろいろな授業を考える上で、ほかの出版社の教科書がどういう扱い方をしているのかとかあると思うのですが、こういうものは各学校に配備になっているのかなっていないのか。

それから、あるとすれば市内のどこにあるのか、それをお聞かせいただいて、時間がないので終わりにしますけれども。その上で、やはり学校の環境の中で他の採択されていない教科書も手元にあるということが授業計画をつくる上でも私は大変役に立つと思うのです。

私が計算した中では、総額で大体120万円あれば市内の学校に全部の出版社の教科書、全部というのは国語と算数・数学と理科だけですけれども。この四つだけでも配備できるのですよね。毎年配備する必要はありませんので、採択にときだけ、使用開始のときだけ配備すればいいだけの話なので、言うなれば4年に1回のお金で間に合うと。

ぜひとも教育長、4年に1回のお金ですから、新年度予算の編成ももうそろそろ始まりますので、要求していただければと思います。

**○（教育）学校教育支援室菊野主幹**

まず、教科書の出版社が変わることでの現場、特に教員方へのデメリットの部分の御指摘がありました。ここについては、濱本委員の御指摘の部分、これまで扱っていた、例えば国語でいうと教材の部分も変わってきますし、場合によっては配列も変わってくるというところだと思いますと、そこについての教材研究という部分の時間というのが、時間的な部分でまず一つ出てくるかなと。あわせて、年間のスケジュールについても全学年、これまで行っていた計画を場合によっては組み直していくということも想定されますので、そういう部分のデメリットというのは生まれてくるかと考えられます。

二つ目です。他社の教科書が各学校に整備されているのかにつきましては、現状で言えば整備されていないという状況になってございます。それに関わって、どこで教員方が他社の教科書を見る機会があるかという御質問につきましては、教育委員会に教科書センターが設置されておりまして、そこで採択されている教科書はもとより他社の部分についても全てそろえて、貸出しもできるようになってございますので、必要とあらばそこから借りて研究するという事は可能になってございます。

**○委員長**

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

**○委員長**

共産党に移します。

---

**○小貫委員**

**◎補正予算について**

それでは、補正予算について、備荒資金の関係ですけれども、まずそもそもの備荒資金の目的について説明してください。

**○（財政）財政課長**

備荒資金の目的でございますが、災害に備えての対策資金をつくることでありまして、その資金の積立てや管理運用を行うために北海道内全ての市町村で組織したのが北海道市町村備荒資金組合であります。

**○小貫委員**

小樽市の例規集の中にもこの組合の規約が載っていましたが、ここでも改めて備荒資金の関係の組合の目的と用途などがうたわれていますが、これについても説明していただけますか。

**○（財政）財政課長**

備荒資金組合の規約によります納付金の部分ですけれども、納付金につきましては普通納付金と超過納付金というのがございまして、その納付の仕方というのが規約の中には記載されているところであります。納付した上で使う場合には返還を求めることができるという条文も載っております。

**○小貫委員**

そこで、今回、今まで庁舎の場合は資金基金がありましたけれども、ここではなくて改めて、北海道の備荒資金に積む理由について説明してください。

**○（財政）財政課長**

このたびの補正につきましては、庁舎建設に必要な資金を庁舎建設資金基金への積立てではなく、備荒資金組合へ

の超過納付金とした理由につきましては、当該資金を保管する上で、より利率の有利な保管方法を検討した結果によるものであります。

**○小貫委員**

利率が有利だという話でしたけれども、どれぐらい有利なのかお聞かせいただけますか。

**○（財政）財政課長**

現状で申しますと金融機関に一定額を預けた場合に今、利率は0.002%になっております。ただ、備荒資金の直近5か年の実績で申しますと超過納付金は約0.37%になっておりまして、年度によって上下はするのですが、その程度の利率がついていることから有利と判断したものです。

**○小貫委員**

そこで備荒資金に積むということになった場合に、庁舎建設という、そのの枠組みというか目的というのがきちんと整理された上で積まれることになるのか、どういう仕組みになっているのか説明してください。

**○（財政）財政課長**

実際に庁舎の建設工事が始まる、着手するまでに少しでも多くの資金を用意しておきたいと考えたことから今回は保管先を分けた形となっております。こちらは両方とも庁舎建設に備えるための資金という目的に変わりはないものと考えております。

**○小貫委員**

目的が変わらないということは分かるのですが、資金基金、市の場合は条例でいろいろ定めているわけですね。ただ備荒資金では目的は変わらないというけれども、そこが庁舎建設だということがどのようにして決まっているのかというか、そこを説明していただきたいのです。

**○（財政）財政課長**

備荒資金組合の超過納付金の使途につきましては、同組合の設立趣旨に沿っていれば細かな制約はありません。しかしながら、このたびの補正により納付する際に、同組合には災害に強いまちづくりへの備えとして庁舎建設の資金として納付することから納付の趣旨に沿って活用していきたいと考えております。

**○小貫委員**

一言言っておきます。まず否定しているわけではないのですが、細かな取決めはないと。災害に強いまちづくりということで、目的に沿っているという意味だと思うのですが。

そこで、冒頭に説明いただいた規約との関係では、目的は災害目的、災害に対する備えなのだと思うのですが、備荒組合で災害に関係ない理由での納付等、その取崩しについては具体的にどのように明文化して決まっているのか説明していただけますか。

**○（財政）財政課長**

このたび備荒資金組合に超過納付金として納付の申出書を提出する形になりますが、その中の申出書の納付理由というのがございまして、先ほど申し上げましたように災害に強いまちづくりの備えということで庁舎建設の資金として納付したいということで、こちらのほうから申出をします。ですので、その理由については備荒資金組合のほうにあらかじめ内諾を得ているところでありまして、議決をいただいた際には納付をしていきたいというふうに考えております。

**○小貫委員**

どうも少しそこがうまく整理できているのかというのが不安な部分もあるのですが、今、規約を最初に説明していただきましたけれども、そこでは申出書に書いた内容について、そうやって納付するというような書き方がされているということによろしいですね。

○（財政）財政課長

委員のおっしゃるとおりです。

○小貫委員

それで結局、その後の管理の方法に移りますけれども、今回、庁舎建設の積立金が市にあって、それとは別に今言ったような形で備荒資金の組合に納付している分があって、これは常に足し算していかないと今、庁舎の建設に必要なお金が幾らあるのか分からなくなるわけですけれども、これはどのように整理していく予定なのですか。

○（財政）財政課長

今、庁舎を建設するために準備する資金の保管場所が今後は2か所になるということになりますが、これにつきましてはそれぞれの保管先で残高が幾らあるのか、小樽市の財政ですとか財産に関する調書などの決算資料の中で補足説明を行いたいと考えております。

○小貫委員

◎プラスチックのリサイクルについて

質問を変えます。一般質問の続きです。

まずプラスチックの関係ですけれども、言えばペットボトルの関係です。

改めて聞きますけれども、小樽市の場合、回収後どのような形でペットボトルが処理される過程になっているのか、説明してください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

ペットボトルにつきましてはごみステーションから収集された後、北しりべし広域クリーンセンターで手選別し不適物を取り除き圧縮梱包機で梱包されます。梱包されたものの引渡し先につきましては、毎月市内の指名業者に対し売払入札を行い、落札した業者に引き渡すルートと公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡す二つのルートがあり、それぞれ化学繊維やプラスチック製品などに再商品化され、その原材料となってリサイクルされます。

○小貫委員

今二つに分けて最終的に渡されるパターンを示されましたけれども、これは大体、割合的にはどのような感じなのですか。大ざっぱでいいのですけれども。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

215トンと100トン。100トンのほうが入札で落とすほうで、指定法人に送られるのが215トンとなります。

○小貫委員

それで、一般質問のときの答弁では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律上、ごみの排出からリサイクルまでに要するコストのうち自治体が負担することになっている収集運搬、保管等の費用はトータルコストの大部分を占めているというふうに言っているのですけれども、ペットボトルの回収から処分に至る小樽市の負担について今年度の予算ではどのくらいなのでしょう。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

令和4年度の予算額でペットボトルだけというのは出せないのですが、プラ等、プラ類の収集トータルコストとしましては、まず、資源回収ボックスや路線の収集で収集運搬にかかる委託料が6,937万円。そして、選別、保管というのは北しりべし広域クリーンセンターで行っておりますが、そちらはプラスチック類だけというのは出せないということなので、不明となっております。

そのほかに、再商品化の委託費用として小規模事業者の分は国が定めた比率によって市町村が負担することになっていまして、令和4年度の予算としては92万円を計上しております。

○小貫委員

ペットボトルだけでは分からないし、北しりのほうについては少し不明な点があって、明確な答弁は無理だと思うのであれですけれども、そういった回収から処分があって、そのことに対して歳入はどうなっているのでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

令和4年度の予算ベースですけれども、先ほど言いました入札で落としました業者の売払収入として33万円を計上しております。

そのほかに指定法人ルートで日本容器包装リサイクル協会から有償入札拠出金というのがあるのですけれども、こちらの予算は幾らになるのか分からないので立てていないのですが、令和3年度の実績としましては295万4,241円ありました。有償入札拠出金というのが分かりにくいと思うのですが、これは日本容器包装リサイクル協会のほうに再商品化事業者がペットボトル等を買取る形になるのですけれども、その有償です、お金が得られるというふうに、お金として入札されまして、それが市町村の負担に応じて、量に応じて比率によって戻ってくるということになっております。

○小貫委員

今、295万円が予算計上はしていないというお話だったのですけれども、ただ、大体の傾向とか含めて、295万円はそれなりのお金だと思うのだけれども、その歳入が予算計上されないことはそれは許される話というか、それでいいのでしょうか、どうなのでしょう。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

多分、今は有償になっているのですが、その額というのが比率も国で決められた比率に応じて戻ってくるということになっておりますので、量にもよりますので、それで予算立てをしないのかと理解しておりました。

○小貫委員

あまり詳しくやりたくないけれども、そうしたら295万円が例えば100万円になる年もあるよとか295万円が1,000万円になる年もあるよとか、そういうばらつきがあるというのだったら、今おっしゃるように予算計上できないという話も分かるのですけれども、例えば、何かのときにたしか1,000円で予算計上するとかということもあったと思うのですけれども、そういうふうに項目自体がないことが予算計上の在り方としていいのでしょうかということでお聞きしたいのですが。

○財政部長

今、小貫委員から御質問のありました歳入につきましては、来年度以降につきましては、例えば実績等を踏まえて、平均を使うというやり方はあると思いますので、その当初予算の計上につきましては改めて検討はしたいと考えてございます。

○小貫委員

それで今度、財政部が答えたから財政部に関連することなのですが、今、歳入を聞きましたけれども、ごみ処理や資源別分別収集などに対する基準財政需要額について今年度はどう算出されているのかお示してください。

○（財政）財政課長

令和4年度の普通交付税におけますごみ処理等に対する基準財政需要額につきましては、個別算定経費の清掃費に単位費用算定の基礎としてごみ処理費と分別収集廃棄物減量化対策費という項目があります。ごみ処理費では3億8,508万円、分別収集廃棄物減量化対策費では1億444万円の基準財政需要額となっております。

○小貫委員

そういうふうに算出されていると。

そこで一般質問で取り上げたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律との関係です。プラスチック製

品を収集すると特別交付税措置されると。こういうことになっているわけですがけれども、ただ、もう法律は通っていると。その下で心配なのは、例えば、プラスチック製品を収集していない自治体であってもごみ処理分の基準財政需要額が減らされるということがないのかと。本来、プラスチック製品を収集すればその分特別交付税が入るでしょうと。プラスチック製品を資源物として収集するということになるとごみ処理量が減るでしょうと。だから減った前提で基準財政需要額は減らしますよと。こういうことにならないかどうかという心配があるのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○（財政）財政課長

特別交付税につきましては原則として普通交付税の基準財政需要額の算定では補足されなかった特別の財政需要に対して措置されるものになっております。そのため、新たに特別交付税措置が予定される需要相当分を普通交付税の基準財政需要額から減らすということはあまり想定できないのですが、単位費用等の内訳の詳細は自治体では把握できないことから、はっきりしたことは申し上げられません。

○小貫委員

今、特別交付税との関係ではという話でしたけれども、仮に特別交付税が関係ないとして国が判断した場合は、ない話ではないというふうに思っていたほうがいいということによろしいのでしょうか。

○（財政）財政課長

今、仮の話ですがけれども特別交付税がないとした場合で普通交付税でどういうふうに措置されるかというところは、委員も今お考えのとおり、どのように単位費用で反映されるか分からないのですけれども、あるものは割落とし、あるものは増になるというような積算がされることは考えられると思います。

○小貫委員

それで、ペットボトルのほうに戻しますが、ペットボトルの集団回収の問題です。

千葉県松戸市や東京都港区で実施しているのだという話を一般質問で紹介しました。ただ、あまり詳しい中身なので市長に直接本会議で聞くような話でもなかったから一般質問には入れなかったのですけれども、この取組について調べている範囲で説明してください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

松戸市から説明いたします。松戸市はペットボトルの収集方法は集団資源回収と集団回収団体に加入していない方のための協力店の店舗に回収ボックスがあり、そこから回収する二つの方法があるとのことでした。

市の費用負担としては協力店等からの回収を民間業者に委託しておりますので、その委託費用と、集団資源回収の場合は回収団体に1キログラム10円の奨励金と、回収業者にも回収や保管に係る費用として助成金を1キログラム62.5円を支払っているとのことでした。

回収されたペットボトルは日本容器包装リサイクル協会に登録されている市内業者があり、そちらに指定保管場所として引き継がれ、そこからの再商品化されます。

協力店舗、先ほど言った集団回収に入っていない方とかが持ち込めるところが大体30か所。集団資源回収のペットボトルを回収できる業者というのが集団資源回収の登録業者の中で8社となっております。

港区につきましては、路線収集もしているほかに、一部ペットボトルを収集できるというふうに集団資源回収の業者でしているところがあるというふうにお聞きしております。

報償金につきましては1キログラム7円で業者への助成等はないとのことでした。

○小貫委員

キロ単価がそれなりに高いのですけれども、これがまず小樽市として現在難しいのだということを私は説明を受けているのですけれども、この理由について説明してください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

まず、小樽市ではペットボトルの回収は路線収集で行っておりますが、それをペットボトルだけ集団回収に変更する場合、まず協力店等の確保とか収集体制を確保すること。それに先ほど言ったような助成金等の費用負担、あと分別が複雑になるため市民の周知への課題があると考えております。

○小貫委員

いろいろ課題があるのですね。ですけれども、ただ、そのこと自体は分かったのですけれども、やはり私も現時点の情報でペットボトルを集団回収すべきだとさすがにそこまでは少し言えないのですけれども、ただ、他都市でやっているということと、もしかしたらこれから増えてくるかもしれないということもあるので、情報収集は必要だと思うのですけれども、これについてはやっていただきたいのですが、どうでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

私も今回委員からの御指摘があり、勉強させていただきました。いろいろ考えて取り組まれている市や区もあるかと思しますので今後とも勉強させていただきたい、情報収集を行っていきたいと思っております。

○小貫委員

それで先ほど、松戸市とかではペットボトルの協力店というのがあるということですが、小樽市の場合ペットボトルを回収している店舗というのはどのくらいあるのでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

これは、その製造業者等に行ったり、再商品化にそのまま行ったりということになりますけれども、まず市民生活協同組合、小樽市に2店舗あると思うのですが、その2店舗と、あとウイングベイ小樽それからマックスバリュ一手宮店、この4店舗が行っていることを確認いたしました。

○小貫委員

そういった店舗のペットボトルのリサイクルのルートですが、これについて説明してください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

再商品化業者に引き渡されて再生原材料に加工されております。

○小貫委員

そうなる、そういった取組に対して、それぞれの店舗が費用を負担しているということによろしいのですか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

ペットボトルは有償での取引というふうにはならないので、そちらの店舗が負担していると思われ。その辺の確認まではしなかったのですけれども、そうではないかと思っております。

○小貫委員

そこから先については私も提案については考えていきます。あと、気になるのが小樽市の資源回収ボックスの状況なのです。小樽市役所の隅にあるものは結構いつもいっぱいになっているようなイメージなのですが、これの現状について説明していただけますか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

先ほど委員がおっしゃられたように本庁舎と塩谷サービスセンター、銭函サービスセンター、文学館・美術館、清掃事業所の5か所に設置しているのですが、やはり休日明けや連休明け、あと引っ越しが多くなる春先などは、いっぱいになっていることがあると思っております。

○小貫委員

いっぱいになっていると、本当に大変な状況なのですが、今聞いた5か所だと場所によってはない地域もあるというふうに見てとれますけれども、まずやはりこれからプラスチック製品の回収も将来的には考えていかなくてはいけないという話になると、それも受け入れていくということになると思うのです。やはり大型化もしくは

増設、先ほど説明受けたところ以外の地域での設置ということも検討する必要があるのではないかと思いますので、これについていかがですか。

**○（生活環境）ごみ減量推進課長**

ペットボトルについてはその量も徐々に多くなってきている、また製品プラスチックの分別収集が始まるかどうかはまだ決まっておりませんが、もし始まるとなった場合は当然、量もその分入ってきますので、資源回収ボックスについてはどうしていったらいいのかというのは、これから検討させていただきたいと思っております。

**○小貫委員**

どうも少し歯切れの悪い答弁で、やはり必要だと思うのです。だから、その前段がああだこうだではなくて、はっきりと必要だと思うので検討していきたいというはっきりとした答弁にならないのはなぜなのでしょう、もしくはなるのでしょうか。

**○生活環境部長**

今後の検討につきましては今、ごみ減量推進課長からも話ありましたけれども、こういうリサイクルの分別する商品が今後も増えてきた場合には、今の体制がいいかどうかというのは当然検討しなくてはなりませんので、そういったことも含めて検討はしていく形にはなると思います。

**○小貫委員**

これから製品プラスチックの回収が始まるからという前提ではなくて、現時点からぜひ検討していただきたいということを最後に申し上げて質問を終わります。

**○委員長**

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時47分

再開 午後4時02分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、直ちに採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長**

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも中村誠吾副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。